

◇ 地域未来投資促進税制

Q : 今年度の税制改正で、地域未来投資促進税制が改正になったそうですが、どのようなになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

地域未来投資促進税制とは、地域経済牽引事業に沿った計画に従って建物・機械等の設備投資を行った場合に、法人税等の特別償却又は税額控除を受けることができるという制度です。

本税制措置を受けるためには、都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認(申請先⇒都道府県)を受けた上で、国(主務大臣)による課税特例の確認(申請先⇒地方経済産業局)を受ける必要があります。

申請には、通常類型と上乗せ類型(4種類)があります。

今年度の税制改正では、適用期限が3年間延長され、次の改正が行われました。

①通常類型における機械装置及び器具備品の特別償却割合が40%から35%に引き下げられました。

②機械装置及び器具備品の税額控除割合が5%となる上乗せ類型(創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業で、設備投資額が1億円以上)が新設されました。

③上乗せ類型の対象になる設備投資額が、2000万円以上から1億円以上に引き上げられました。

